

協約自治制度と国家介入のあり方

——ドイツ集团的労働法の新展開を契機として

東北大学准教授 桑村裕美子

日本では憲法 28 条の労働三権保障のもと、労働組合法において団体交渉・協約自治制度が整備されている。団体交渉・協約自治制度の趣旨・目的は、労働者個人の従属性を集団のレベルで解消し、労働者保護に十分配慮した労働条件を適用することにある。その制度的基盤として日本では、労働組合に争議権を付与し使用者との対等性を確保する一方で、労働協約に対する事後的な司法審査をも肯定している（朝日火災海上保険事件・最一小判平九・三・二七労判七一三号二七頁）。もともと、個人の従属性を集団のレベルで解決するために制度化された協約自治を、その本来の趣旨に従って適切に機能させるために国家はいかなる観点から介入すべきかについて、根本的検討はなされていない。そこで本報告では、ドイツ集团的労働法の最近の議論を取り上げ、両国の比較によって、協約自治制度における国家介入のあり方に関する日本の特徴と今後の検討課題を指摘する。

ドイツは日本と同様に憲法上労働者の団結権および協約自治を保障しているが、組合の大部分が産別組織である点で、企業別組織を支配的形態とする日本の組合と大きく異なる。またドイツでは、DGB（ドイツ労働総同盟）傘下で一産業一組合の方針がとられ、各組合の勢力の統合が図られてきた。こうした状況で産業レベルで締結される協約は、歴史的に労働者の権利獲得に大きく貢献し、事実上国家法に匹敵する権利保障機能を果たしてきた。そのためドイツでは、協約自治に対して国家が特別に介入する必要はなく、また理論的にも憲法上の協約自治保障から協約の内容審査は一致して禁止されてきた。しかし、こうした高度の協約自治保障の反面で、ドイツでは協約制度において労働者保護水準を確保するための高いハードルが設けられている。

第一に、ある労働者団体が「労働組合」として有効な協約を締結するためには、憲法上の保護を受ける「団結体」の要件を満たし、かつ、「協約能力」を有していなければならない。協約能力は、協約制度を有効に機能させる主体を選別するために判例が独自に発展させてきた要件である。その具体的内容の一つが「交渉実力性」であり、当該団体が使用者に対して相当の圧力をかけうる状態にあることが求められる。判例はかつて、「交渉実力性」の要件において、憲法上保障された争議権を現実に行使する意思があることを要求していたが、現在では交渉力の有無・程度を争議行為の意思の有無という形式面ではなく、過去にどれだけ「協約」を締結したかや、実際にどれだけ労働者を組織しているかなどの実質面で判断する立場である。「交渉実力性」はそもそも有効な協約を締結しうる主体を交渉力の面から選別する役割を果たし、この要件をクリアした組合は労働者保護機能を十分に果たしうる主体と位置づけられる。

第二に、ドイツでは、同一事業所で同一事項につき複数の協約が併存して適用されることは実務上不都合と考えられ、同一事業所にはある一つの協約のみが適用されるという判例法が形成されていた。このいわゆる協約単一原則は、組合競争を抑制し、組合の交渉力を統合する方向で機能するため、結果的に適用される協約は、より協力的な交渉力をもつ組合によって合意されたものであり、労働者保護にとってより適切な内容であると考えられた。

こうして、協約自治制度を本来の趣旨に従って機能させるために、ドイツでは協約能力における交渉実力性要件と協約単一原則という二重の選別手続を設けていたが、いずれについてもここ数年で大きな修正が加えられている。まず交渉実力性については、判例はその判断基準を緩め、組織人員の絶対数が少なくとも過去に多くの協約を締結した団体や、当該職業人口における組織率が30%程度の団体については交渉実力性を肯定している。また、協約単一原則については2010年の判例変更で廃止された。この二つの新展開は、有効な協約を締結しうる主体を増大させ、多様な協約の適用の余地を認めるものであるが、これによって少数の巨大な組合による安定的労使関係が崩れ、個々の組合の労働者保護機能の低下が懸念される。実際に派遣労働の分野では、協約において派遣労働者と派遣先労働者との平等取扱原則から逸脱し、著しく低い賃金を設定する例が多くみられた。派遣労働の低賃金問題については、2011年に労働者派遣法が改正され、協約上の派遣労働者の賃金額に対して下限が設定されたが、これを協約自治への国家介入という観点からみれば、協約の内容に新たな制約を付すものであり注目される。

以上のようにドイツでは、争議権やその行使の有無といった形式的側面ではなく、常に労働者保護の実質をどのように確保するかが議論され、現在では、協約締結主体の選別規制と協約内容規制の組み合わせによって労働者保護に資する労働条件が適用されるよう工夫されている。また、協約単一原則については2010年に廃止されたが、労働者保護機能の確保のために法律上復活させるべきとする見解も強い。

こうしたドイツ法の展開と比較すると、日本では協約制度における国家介入が全体として抑制的である点が特徴として指摘できる。日本では各組合の交渉力は憲法による争議権の保障から自動的に導かれるのが一般で、その実質は審査されない。他方で、協約自治への介入として協約の内容審査を肯定する立場に立てば、日本では裁判所が協約上の労働条件の不当さを事後的・個別的に排除する役割を担うことになる。もともと、憲法上の協約自治の保障から協約自治への介入は手続審査を中心にすべきとする見解も多い。ただいずれにしても、総じて日本では、憲法上の協約自治の保障を掲げる一方で、その趣旨である労働者保護水準の確保を現実にとどのように実現するかはほとんど議論されてこなかったといつてよい。日本の協約自治制度も個人レベルでの交渉の弊害を集団によって排除するために整備されたのであるから、その本来の趣旨を実現するための枠組みを設けるべきであり、これを協約内容審査の強化によって実現するのか、労働者保護に重大な影響を与える特定の場面に限定して加重要件を設定すべきなのか、あるいは他の手法がありうるのか、改めて検討してみる必要がある。